

どりいむ倶楽部



Vol. 10

平成 29 年
1 月吉日発行

弁護士って“お堅い”印象ありませんか？ 淡路町ドリームの弁護士も、もちろん業務上は真剣そのもの。

でもでも事務所内で一緒に過ごしていると、お茶目で意外 (!?) な一面も見えてきます。

「どりいむ倶楽部」は、そんな弁護士たちの普段とは違う顔をお届けするニュースレターです。

還暦の年の初めに思う ～カンシャカンレキ～

法人代表・弁護士 松江 仁美

弁護士・空手家・コメンテーターと、
マルチに活躍する松江仁美弁護士
が、「今」伝えたいことは……。



新年あけましておめでとうございます。暦がぐるっと回って、実は本年めでたく還暦を迎えることになりました。

良くここまで生き延びたものだと思います。たかが60才でなんと大げさな、と思われるかも知れませんが、実は私、5才の時に大病をして死にかけております。

病気自体は、腹部にできた腫瘍の摘出手術であったし、腫瘍も良性で、再発もなかったのですが、そのときの医療が大問題。

そもそも、幼稚園児に麻酔の量を適当に使って、結果的には間違えており、手術後目覚めたのは予定より一昼夜を経過後。このまま目覚めなかったら、私の人生、5才で終わっていたわけです。麻酔の注射をした後、ベッドで本を読んでいたら、回ってきた看護婦さんが、「あら、まだ寝てないの?じゃあ、もう1本打つとくわね」と言われて注射してったのですから、いい加減な話です。

また、入院していた大部屋が難病患者ばかりで、私が入院している間に3人亡くなりました。あれ、お隣のベッドの患者さんどこ行ったんだろ、と思っていたら、突然看護婦さんたちがやってきて、布団片付けて、シーツとかはがしていくわけですよ。いくら幼稚園児でも、治って退院して行ったのでないことくらいわかりますから、とてつもないショックです。なんと

か退院できて、病院の外に出てお天道様を拜んだとき、5才にして既に「晩年」という思いが強くよぎった事が忘れられません。

だからこそ、被取った命、思いっきり後悔のないように生きていこうと思って、それからは生きたいように生きてきました。武道に走ったのも、取り憑かれたように体を鍛えたのも、思いっきり勉強したのも、命には終わりがある、ということもいつも心の中で常に感じていたからだと思います。幼稚園児の「メメント・モリ」です。どんなに大金持ちでも、1分1秒を買うことはできません。変な我慢は禁物。「何もしなかったと嘆くより、過ち悔やむ方がまし♪」、これが、私の青春の信条でした。

しかし、その暴走人生のおかげで、実に様々な人に迷惑をかけ、助けられて、人生を送ってきました。特にこんな娘を持ったが為に、私の両親が味わった苦労は並大抵では無かったと思います。今更ですが、すみませんでした。

還暦を迎えるにあたって、自分を育て、そして今も支えてくれる家族に感謝。お世話になった先生方に感謝。共に高め合った友、仕事の仲間たちに感謝。お天道様に感謝。大地の恵みに感謝。

まさに「カンシャカンレキ!」です。正月早々、つまらないダジャレで失礼しました。

理聖の部屋

弁護士の清水理聖です。日常に潜む疑問につき弁護士の視点からお答えしている本コーナー、今回のテーマはこちらです！

「これって、法律的にどうなの？」——日常に潜む疑問や問題を、清水理聖弁護士がズバツと解説。それが、“理聖の部屋”です。

罰当たり！？賽銭泥棒は普通の窃盗より罪が重いのか？

新年あけましておめでとうございます。正月如何お過ごしでしょうか。

さて、毎年この時期になると神社の賽銭を狙った泥棒のニュースを耳にしますね。賽銭泥棒というまでもなく窃盗罪にあたりますが、このような罰当たりな犯罪は通常の窃盗と比べて重く処罰されるのでしょうか？

賽銭泥棒って、どんな罪？

まず賽銭泥棒ですが、特別な罪があるわけではなく、通常の窃盗罪（刑法235条）が成立し、処罰されることとなります。刑法235条では「他人の財物を窃取した者は窃盗の罪とし、10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する」ととされています。ところで、礼拝所不敬罪（刑法188条第1項）というマイナーな犯罪があります。こちらは「神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対し、公然と不敬な行為をした者は、6月以下の懲役もしくは禁固または10年以下の罰金に処する」と定められています。態様によっては窃盗罪と合わせてこれにも該当する可能性はありますが、窃盗罪のほうが重い罪ですし、その枠内で十分に処罰できるので、礼拝所不敬罪が特別問題になることはあまりないでしょう。

さて、窃盗罪は10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することとされていますが、この「～年以下の懲役」「～万円以下の罰金」という刑罰、実際にはどのように決められる

のでしょうか。有期懲役は原則1か月以上20年以下の懲役が指定されます（刑法12条1項）。したがって10年以下の懲役は1か月以上10年以下の懲役ということになります。罰金刑は原則1万円以上とされているので（刑法15条）、窃盗罪における罰金は1万円以上50万円以下の罰金になります。なお、3年以下の懲役刑を言い渡す場合、情状により、その刑の執行を猶予できるものとされています。

処罰の重さはどう決める？

かかる範囲内で具体的な処罰が決められることになり、これを量刑といいます。量刑判断においては、例えば、犯罪の態様、被害の程度、動機の悪質性、計画性があるか、初犯かどうか、社会的影響がどの程度か、補償がされたか等あらゆる事情が考慮されます。中でも犯罪の態様、被害の程度のような犯罪の本質的部分が特に重視されます。

したがって、賽銭泥棒は罰当たりだから刑を重くしようなどとざっくり刑罰が決められるわけではなく、様々な事情が考慮されて具体的な刑は決まります。その意味では賽銭泥棒と言っても通常の窃盗と何ら変わるところはないといってよいでしょう。もっとも、刑法上の刑罰のほかには神罰があたるかもしれません

弁護士 清水 理聖

医者志望だったこともあり、理・文共にOK。
その多角的思考を法解釈に活かしている。



だいすけ 大輔の“ここ”が大好き！



弁護士
氏家 大輔

自他共に認める旅行好き。いろいろな分野に関心を持ち、新たな「発見」を求めている。

毎年1月第2月曜日は成人の日です。各地の成人式がニュースで流れ、街を歩いても新成人の姿が目に入るので、ご自身が成人した頃を思い出す方も多いと思います。しかし、ご存じのように今、成人年齢を20歳から18歳に下げることが議論されており、その法改正が現実味を帯びています。そうすると、果たして成人式はどうなるのか。例えば、改正された年に19歳、20歳になる人の成人式はどうなるのでしょうか。18歳の人と一緒にいるのでしょうか。だとすると何だか微妙な気がしますが、法律改正の過渡期には、どうしてもこのように狭間の奇妙な立場に立たされる人が出てきます。ただ、一生に一度の大事な行事です。台無しにされ、傷つく人が出てこないような配慮をしてほしいものです。

伝通院



顧問弁護士

松江 頼篤

当事務所きってのベテラン
弁護士。しかし、音楽や山歩き
が大好きで少年の心は忘れず。

最近朝の愛犬との散歩コースが、ほぼ同じル
ートに固まってきた。その散歩コースの半分辺り
に伝通院がある。徳川將軍家の菩提寺である。
数年前、山門が再建され、その姿は威風堂々た
るもの。この山門が見たくてこの散歩コースが定
着した様な気がする。

このお寺には多少の縁があり、司法研修所の
実務修習の時、刑事裁判でお世話になった裁判
官の方のお葬式がここで執り行われ、お通夜に
出席した。また、最近のことだが先輩弁護士が亡
くなり、ここでお葬式が行われた。仕事で出席で
きなかったが、早朝散歩のとき、その弁護士の名

が大きく書かれた案内を見た。そしてまた、藤沢
周平の小説「回天」(清河八郎の伝記)で知った、
新撰組の前身である浪士隊が結成されたのが
この辺りである。浪士隊のことを解説してある看
板が伝通院の山門の横に立っている。

ここしばらくはこの散歩コースが続くと思う。



伝通院山門 Wikipediaより引用



涼子の良好キッチン



明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。日本には昔から、年末年始で疲れた胃腸を休めるため七草粥を食べる習慣がありますね。そこで今回は、七草粥をさらに体に優しく、食べやすくアレンジしたレシピをご紹介します。

七草をそれぞれ食べやすい大きさに切り、すずしろとすずなは水から茹で、葉物は塩を加えさっと茹でておきます。鍋に水とご飯を入れ、沸いたら弱火にし、酒、塩、顆粒だし、少量のお醤油で味をつけます。少し濃いめにしておくのがポイントです。顆粒だしを鶏ガラスープに変えて、中華風にするのもオススメです。弱火のまま10分程煮てから、七草を加えひと混ぜし、溶き卵を加えます。ここですりおろした山芋を加えるのですが、とろろの風味を味わいたい方はお粥を少し冷ましてからとろろをかけて下さい。ふんわりしたとろろがお好きな方は、鍋に加えて少し煮てからお召し上がりください。胃腸をいたわり、本年も健康に過ごしましょう!



ふんわり胃腸に優しいアレンジ七草粥♡



弁護士 三好 涼子

料理教室に通い出して9年目の三好弁護士が、みなさんにオススメしたいとおきの一品をご紹介します!

Pick up News

どりいむ新年会のお知らせ

新年明けましておめでとうございます。淡路町ドリームでは、今年一年のスタートと皆様の更なるご活躍を祈念し、恒例のどりいむ新年会を下記日程で開催いたします。皆様是非お気軽にお越しください☆多
当日は夢がいっぱい!どりいむビンゴも行いますので、どうぞお楽しみに!♪

日 時：1月20日(金) 19時～

場 所：当事務所3階道場

弁護士法人 淡路町ドリーム
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-2 クリスタルビル3・4階 受付8階
受付時間：平日 8:00～21:00 土日祝 9:00～18:00 TEL：03-3255-1090

